



こうや じゅんき
國府谷 純輝 さん



栃木市移住・定住
支援情報サイト
「KaKeRu(カケル)」

2021年から地域おこし協力隊として、寺尾地区で活動し、現在は移住定住支援コーディネーターとして活躍している國府谷さんに、お話を伺いました。

移住者から支援者へ
地域おこし協力隊として栃木市に移住した國府谷さん。協力隊の活動をしながら、個人的に移住に関する相談を受けることもあったといいます。今年の5月に、同じく地域おこし協力隊として活動していた経験のある遠藤百合子さんとともに、『栃木市暮らしサポーターズ』という団体を立ち上げ、市から委託を受けて、移住定住支援コーディネーターとして本格的な活動を開始しました。

主な業務は、移住相談、イベントの企画やSNSでの情報発信、移住体験施設「蔵人館」や「どかりの家」の受付や利用者へのヒアリングなど。栃木市への移住を検討している方の話を聞き、住居や補助金などに関する情報を提供しています。「慣れない土地への移住は不安が多いものです。私自身の移住者としての経験を活かして、少しでも力になれたらうれしいです。」と語ります。

栃木の魅力を発信
今年の6月には『くりとくら×移住定住イベント』を開催したほか、今後も市内外での移住相談イベントを予定しています。

「栃木市の魅力は、ちょうどよさにあると思っています。私の住んでいる寺尾のように豊かな自然もあれば、蔵の街のように歴史的景観の中で暮らせる場所もある。さらに東京圏へのアクセスも悪くないので、『ちょうどよい田舎』であることが強みであり、多くの移住希望者のニーズに合致していると思います。」

お試し栃木生活
市内には移住に興味を持った方向けに移住体験施設があります。最長1か月滞在することが可能で、開設から100組以上の利用がありました。

「利用する方の多くが、実際の生活を想定して、2週間〜1か月滞在されます。『移住のイメージが湧いた』『利用してよかった』と言ってもらえることも多いです。」と笑顔で話します。

みんなでEJU(移住)促進!
移住を考えている方はもちろん、地域の方々にもこの活動を知ってもらいたいと國府谷さんは言います。「身近に移住を検討している方がいれば、私たち移住定住支援コーディネーターにつないでいただけたらうれしいです。地域ぐるみでの移住支援が広がることを目指しています。」

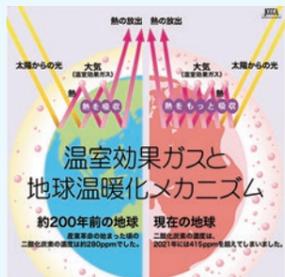


移住体験施設「蔵人館」(写真左)遠藤さん

STOP温暖化! カーボンニュートラル

～地球温暖化のメカニズム～ 地球温暖化とは?

地球は、太陽からのエネルギーによって暖められています。そして、暖められた地球からも熱が放射されますが、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスがこの熱を一旦吸収し、再び熱の一部を地表面に向けて放出します。その結果、地表面がより高い温度になることを地球温暖化といいます。地球温暖化の原因とな



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス / 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト <https://www.jccca.org/> より

ているガスには、二酸化炭素のほかに、メタン、一酸化二窒素があり、中でも「二酸化炭素」がもっとも温暖化への影響が大きいと言われています。さらには、オゾン層破壊物質であるフロン類も温暖化の原因となっています。大気中の二酸化炭素の濃度も増加しており、更に上昇し続けると、熱の吸収が増え、気温は更に上昇すると予測されています。

※地球温暖化の原因は、多くの科学者により研究されてきましたが、気候変動を評価する政府間組織であるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、第6次評価報告書(2021年)において「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記しています。



☎ カーボンニュートラル推進課 ☎ (21) 2591

■栃木市人事行政の運営等の状況(概要)

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和6年度の栃木市の人事行政運営等の状況について、次のとおり公表します。詳細については市ホームページに掲載しています。 ☎ 総務人事課 ☎ (21) 2351

1 職員数に関する状況 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		6年度	7年度		
一般行政	議会	10	10	0	
	総務	251	251	0	
	税務	61	58	▲3	事務の統廃合
	民生	234	237	3	業務増
	衛生	54	52	▲2	事務の統廃合
	労働	1	2	1	職員派遣による増
	農林水産	38	39	1	業務増
	商工	34	37	3	業務増
	土木	105	99	▲6	事務の統廃合
特別行政	小計	788	785	▲3	
	教育	153	145	▲8	事務の統廃合
	消防	197	199	2	業務増
普通会計	小計	350	344	▲6	
	合計	1,138	1,129	▲9	
公営企業等	水道	26	25	▲1	事務の統廃合
	下水道	23	20	▲3	事務の統廃合
	その他	62	65	3	業務増
	小計	111	111	▲1	
合計		1,249	1,239	▲10	

2 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(R6年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	152,355	78,167,917	3,410,351	12,614,505	16.1	15.4

※人件費(B)には、職員給料・手当のほか、事業費支弁職員人件費、議員、各種委員、特別職の給与、報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
		千円	千円	千円	千円	千円
7年度	1,150	4,822,167	1,024,020	1,959,136	7,805,323	6,787

※1. 職員手当には、退職手当を含みません。2. 給与費は、当初予算計上額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢(令和7年4月1日現在)

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	342,892円	43.6歳
技能労務職	321,478円	53.5歳

※1. 一般行政職とは、戸籍、年金等の受付や福祉、経理等の業務に従事する事務職員と土木建築等の設計監理業務などに従事する技術職員です。
2. 技能労務職とは、自動車運転手、用務員や道路補修作業員などです。

(4) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料月額
一般行政職	大学卒 220,000円
	高校卒 204,400円
技能労務職	高校卒 188,000円

※一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった給与体系になっています。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 277,624円	352,547円	378,178円	399,292円
	高校卒 -	331,400円	-	372,775円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 行政職給料表適用職員の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長主査	副主幹	課長補佐	課長	部長	
職員数	57	154	185	297	118	92	80	16	999
構成比	5.7%	15.4%	18.5%	29.7%	11.8%	9.2%	8.0%	1.6%	100.0%

(7) 職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

手当の種類	支給額等
扶養手当	支給対象者 (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹 (3) 満60歳以上の父母及び祖父 (4) 重度心身障がい者 支給額(月額)
	配偶者 3,000円
	子 1人につき11,500円
	父母等 1人につき6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算
地域手当	支給対象者 全職員 支給額 (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給割合 支給割合は3%
住居手当	支給対象者 住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 支給額(月額)
	借家 28,000円以内
通勤手当	支給対象者 (1) 交通機関等を利用する職員 (2) 自動車等を使用する職員 支給額(月額)
	交通機関等利用 150,000円以内 自動車等使用(通勤距離に応じ) 2,000円から31,600円まで
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき当該職員の時間単価 × 125 / 100 ・週休日における時間外勤務1時間につき当該職員の時間単価 × 135 / 100 ・午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合
	期末手当 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分
退職手当	勤続年数 支給率 自己都合 応募認定・定年
	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 定年前早期退職特例措置として、3～45%の加算があります。

(8) 特別職の報酬等

区分	報酬等月額
市長	1,020,000円
副市長	840,000円
教育長	680,000円
議長	535,000円
副議長	465,000円
議員	420,000円

※市長は令和7年4月1日から報酬等月額の10%を減額しています。
※副市長は令和7年4月1日から報酬等月額の10%を減額しています。
※教育長は令和7年4月1日から報酬等月額の5%を減額しています。

3 公平委員会の業務の状況

- 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- 不利益処分等に関する不服申し立ての状況 該当なし
- 職員からの苦情の処理の状況

相談事案数	0件
処理件数	0件